

[様式第11号]

離婚(親権者指定)届		※ 裏面の作成方法を読んだ後に記載し、選択項目は該当番号に“○”を付けて下さい。						
(年 月 日)								
区分		夫				妻		
① 離婚当事者(届出人)	氏名	ハングル	(姓) / (名)		印又は署名	(姓) / (名)		
		漢字	(姓) / (名)			(姓) / (名)		
	本(漢字)			電話		本(漢字)		電話
	住民登録番号		-				-	
	出生年月日							
	登録基準地							
住所								
② 親(養親)	父(養父)氏名							
	住民登録番号		-				-	
	母(養母)氏名							
	住民登録番号		-				-	
③ その他の事項								
④ 裁判確定日付()		年 月 日		裁判所名		裁判所		
下記の親権者欄は協議離婚の際は裁判所による協議離婚の意思確認の後記載します。								
⑤ 親権者指定	未成年の子供の氏名							
	住民登録番号		-				-	
	親権者		① 父	効力発生日	年 月 日	① 父	効力発生日	年 月 日
			② 母	原因	① 協議 ② 裁判	② 母	原因	① 協議 ② 裁判
	③ 父母	③ 父母						
	未成年の子供の氏名							
住民登録番号		-				-		
親権者		① 父	効力発生日	年 月 日	① 父	効力発生日	年 月 日	
		② 母	原因	① 協議 ② 裁判	② 母	原因	① 協議 ② 裁判	
③ 父母	③ 父母							
⑥ 届け人出席の有無		① 夫		② 妻				
⑦ 提出人	氏名				住民登録番号	-		
⑧ 実際に結婚生活(同居)を始めた日付		年 月 日から		⑨ 実際離婚年月日		年 月 日から		
⑩ 20才未満の子供の数		人		⑪ 離婚の種類		① 協議離婚 ② 裁判による離婚		
⑫ 離婚事由(選択)		① 配偶者の不貞 ② 精神的・肉体的な虐待		③ 家族間の揉事		④ 健康問題 ⑦ その他		
		④ 経済問題 ⑤ 性格の相違		⑥ 健康問題				
⑬ 国籍	夫	① 大韓民国(出生時の国籍取得)		妻	① 大韓民国(出生時の国籍取得)			
		② 大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得元の国籍]			② 大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得元の国籍]			
		③ 外国(国籍)			③ 外国(国籍)			
⑭ 最終学歴	夫	① 無学	② 小学校	③ 中学校	妻	① 無学	② 小学校	③ 中学校
		④ 高等学校	⑤ 大学(校)	⑥ 大学院以上		④ 高等学校	⑤ 大学(校)	⑥ 大学院以上
⑮ 職業	夫	① 管理者 ② 専門職及び関連従事者		妻	① 管理者 ② 専門職及び関連従事者			
		③ 事務従事者 ④ サービス業従事者 ⑤ 販売従事者			③ 事務従事者 ④ サービス業従事者 ⑤ 販売従事者			
		⑥ 農林漁業熟練従事者			⑥ 農林漁業熟練従事者			
		⑦ 機能員及び関連機能従事者			⑦ 機能員及び関連機能従事者			
		⑧ 装置・機械操作及び組立従事者			⑧ 装置・機械操作及び組立従事者			
		⑨ 単純労務従事者			⑨ 単純労務従事者			
		⑩ 学生 ⑪ 家事 ⑫ 軍人 ⑬ 無職			⑩ 学生 ⑪ 家事 ⑫ 軍人 ⑬ 無職			

※ 他人の署名又は判子を使って虚偽の届出を提出したり、虚偽の届出を行い家族関係登録簿に不実の記載をする場合は刑法に基づき5年以下の懲役又は100万ウォン以下の罰金に処されます。

※ 次は国家の人口政策の樹立に必要な資料であるため、「統計法」第32条及び第33条に基づき誠実に答える義務があり、個人情報秘密は固く守られますので事実通り記載して下さい。

作成方法

- ※ 登録基準地：各欄の該当者が外国人である場合はその国籍を記載します。
- ※ 住民登録番号：各欄の該当者が外国人である場合は外国人登録番号(国内居所申告番号又は出生年月日)を記載します。
- ①欄：協議離婚届出の場合は必ず当事者双方が署名(又は記名捺印)しなければならないが裁判による離婚届の場合は一方が署名(又は記名捺印)して届出ることができます。
- ②欄：離婚当事者の父母が住民登録番号がない場合には登録基準地(本籍)を記載します。離婚当事者が養子である場合には養父母の人的事項を記載し、離婚当事者の父母が外国人である場合には住民登録番号欄に外国人登録番号(又は出生年月日)及び国籍を記載します。
- ③欄：下記の事項及び家族関係登録簿に記録を明確にするうえで特に必要な事項を記載します。
- 申告事件により身分の変更が生じる人の場合はその人の氏名、成年月日、登録基準地及び身分変更の事由
 - 禁治産者(成年後見人)が協議離婚する場合は同意者の氏名、署名(又は捺印)及び成年月日
- ④欄：判決離婚(和解、調停)の場合は記載し、協議離婚の場合は記載しません。
- ：調停成立、調停に代わる決定、和解成立と和解勧告決定による離婚届の場合には“裁判確定日付”の下の()内に“調停成立”、“調停に代わる決定確定”又は“和解成立”、“和解勧告決定”と記載し、“年月日”欄にその成立(確定)日を記載します。
- ⑤欄：協議離婚の意思確認の申込みの際には記載せず、裁判所による離婚の意思確認の後に指定された親権者を記載します。指定効力発生日は協議離婚の場合離婚の届出日、裁判による離婚の場合は裁判確定日を記載します。原因は当事者の協議により指定した場合は“①協議”に、職権又は申込により裁判所が決めた際には“②裁判”に“○”を表示し、その内容を証明する書面を添付しなければなりません。子供が3人以上の場合は別紙に記載した後に契印して添付します。妊娠中である者の場合には出生届を出す際、親権者指定届出をします。
- ⑥欄：出席した届出人の該当番号に○表示をします。
- ⑦欄：提出者(届出人であるかどうかは問わない)の氏名及び住民登録番号の記載[受付担当公務員は身分証明書で本人確認]
- ⑧欄,⑨欄：家族関係登録簿上、届出日や裁判確定日とは関係なく実際に結婚(同居)生活を始めた日と事実上離婚(別居)生活を始めた日を記載します。
- ⑭欄：教育科学技術部長官が認める全ての正規教育機関を基準にして記載し、各学校の在学又は中退者は卒業した最終学歴の該当番号に○表示をします。
- <例> 大学3年在学(中退) → 高校に○を付けます。
- ⑮欄：離婚する当時の主な職業を基準とします。

- ① 管理者：政府、企業、団体又はその内部の部署の政策と活動を企画、指揮及び調整(公共及び企業の管理職等)
- ② 専門職及び関連従事者：専門知識を活用した技術的な業務(科学、医療、教育、宗教、法律、金融、芸術、スポーツなど)
- ③ 事務従事者：管理者、専門家及び関連従事者を補助して業務を推進(経営、保険、監事、相談、案内、統計など)
- ④ サービス従事者：公共安全、身辺りの保護、医療補助、理容・美容、婚礼、葬式、運送、休暇、調理と関連する業務
- ⑤ 販売従事者：営業活動を通じて商品とサービス販売(インターネット、お店、公共場所等)、商品の広告・広報など
- ⑥ 農林漁業熟練従事者：作物の栽培・収穫、動物の繁殖・飼育、山林の耕作及び開発、水生動・植物繁殖及び養殖など
- ⑦ 機能員及び機能従事者：鉱業、製造業、建設業で手と手工具を使って機械設置及び整備、製品加工
- ⑧ 装置・機械操作及び組立従事者：機械を操作して製品生産・組立、コンピューターによる機械制御、運送装備の運転など
- ⑨ 単純労務従事者：主に簡単な手工具の使用と単純かつ日常的で、肉体的な努力が求められる業務
- ⑩ 家事：専業主婦など ⑪ 軍人：義務服務中である将校及び兵士を除く、職業軍人該当 ⑫ 無職：特定な職業がない

添付書類

- 協議離婚：協議離婚の意思確認書謄本1部。
 - 判決離婚：判決謄本及び確定証明書各1部(調停・和解成立の場合には調書謄本及び送達証明書)。
 - 外国裁判所の離婚判決による裁判上の離婚
 - 離婚判決の正本又は謄本と判決確定証明書各1部。
 - 敗訴した被告が韓国人である場合にはその被告が公示送達によらず訴訟の開始に必要な呼出又は命令の送達を受けたか又はこれを受けなかったが訴訟に応じた事実を証明する書面1部(判決によりこの点が明確ではない場合に限る)。
 - 上記の各書類の翻訳文1部。
- ※ 下記の4項は家族関係登録官署にて電算によりその内容を確認することができる場合にはその添付を省略します。
- 離婚当事者其々の家族関係登録簿の家族関係証明書、婚姻関係証明書各1通。
 - 事件本人が外国人である場合。
 - 韓国式による離婚：協議離婚の場合には国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)原本
判決離婚の場合には国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)写し
 - 外国式による離婚：離婚証書謄本及び国籍を証明する書面(パスポート又は外国人登録証)写し各1部
 - 親権者指定と関連する疎明資料
 - 協議による場合、親権者指定の協議書謄本1部。
 - 裁判所による場合、審判書正本及び確定証明書1部。
 - 身分確認[家族関係登録例規第23号による]
 - ① 裁判上の離婚届出(証書謄本による離婚届を含む)
 - 届出人が出席した場合：身分証明書
 - 提出人が出席した場合：提出人の身分証明書
 - 郵便提出の場合：届出人の身分証明書の写し
 - ② 協議離婚届出
 - 届出人が出席した場合：届出人一方の身分証明書
 - 届出人の不出席、提出人の出席の場合：提出人の身分証明書及び届出人一方の身分証明書又は署名認証又は印鑑証明書(届出人の身分証明書なしに届書に届出人が署名した場合署名認証、届書に印鑑捺印した場合は印鑑証明)
 - 郵便提出の場合：届出人一方の署名認証又は印鑑証明書(届書に署名した場合署名認証、印鑑を捺印した場合は印鑑証明書)。